

大和ハウス工業(株)が施工した住宅における防火シャッター雨戸の 国土交通大臣認定への不適合施工について

平成26年12月16日

住宅局 建築指導課

住宅生産課

1. 概要

- ・大和ハウス工業(株)が施工した住宅において、防火シャッター雨戸^{※1}が国土交通大臣認定の仕様と異なる仕様で施工され、建築基準法違反等^{※2}であることが判明しました。また、同様の疑いのある1,863棟について、関係特定行政庁に調査を依頼しています。

※1 防火シャッター雨戸は、延焼のおそれのある部分の開口部に設置する一定の遮炎性能のある防火設備として、シャッターメーカーが国土交通大臣による構造方法等の認定を受けて製造したものをを用いている。

※2 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度を利用している住宅は、評価方法基準のうち、耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))の基準に不適合となる。

2. 内容

- ・国土交通省は、大和ハウス工業(株)より、同社が施工した住宅において、防火シャッター雨戸の取り付け方法が国土交通大臣の認定を受けた仕様に適合しない疑いがあるとの報告を受け、関係特定行政庁に情報提供し、調査依頼をしていたところ、住宅9棟^{※3}において、建築基準法違反及び住宅性能表示制度の基準不適合が確認されたため、早期に是正措置を講じるよう指示しました。不適合施工の詳細な内容は、別紙の通りです。

- ・同様の不適合施工の疑いがあると同社が報告した住宅が他に1,863棟^{※4}(このうち、住宅性能評価物件は653棟)あり、関係特定行政庁へ情報提供し、調査依頼をしました。国土交通省は、これらの物件についても、関係特定行政庁で違反が確認されれば、早急に是正措置を講じるよう同社に指示しました。

- ・また、同社に対して、再発防止策の提出を指示しました。

- ・なお、これらの不適合施工を再現した防火シャッター雨戸について、建築基準法で定める遮炎性能試験を行った結果、必要な性能が確保できており、安全上支障のないことが確認されています。

※3 9棟の内訳は、東京都5棟、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府各1棟。

※4 1,863棟の内訳は、東京都が318棟で最も多く、次いで神奈川県302棟、愛知県211棟、大阪府181棟、千葉県136棟、埼玉県133棟となっており、香川県、島根県及び沖縄県を除く44都道府県で施工されている。

3. 相談窓口について

- ・同社に対して、相談窓口を設置し、適切に対応するように指示しました。

【窓口】大和ハウス工業株式会社 シャッター雨戸対策室

電話番号:0120-373-712

受付時間:9時~18時(無休(ただし、12/27~1/4を除く。))

- ・公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置して、相談に対応します。

【窓口】電話番号:0570-016-100(PHS や一部の IP 電話の場合は、03-3556-5147)

相談時間:10時~17時(土、日、祝休日、年末年始(12/29~1/3)を除く。)

